

## 令和4・5年度 静岡県後期高齢者医療保険料率の改定について

(静岡県後期高齢者医療広域連合事務局)

静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、令和4・5年度の保険料率等が次のとおり改定されました。

## 1 令和4・5年度の保険料率

後期高齢者医療の保険料率（所得割率と均等割額）は、各都道府県の広域連合が医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。

静岡県では、令和4・5年度の保険料率を下記のとおり改定しました。

区分	令和2・3年度	令和4・5年度	上昇幅
所得割率	8.07%	8.29%	0.22ポイント
均等割額	42,100円	42,500円	400円
一人当たり 平均保険料額(年額)	69,720円	70,759円	1,039円

## 2 賦課限度額の見直し

中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられました。

区分	令和2・3年度	令和4・5年度
賦課限度額	64万円	66万円